

## 有限会社ホームケアながさき介護職員初任者研修（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

【本社】

有限会社ホームケアながさき

東京都豊島区长崎5丁目2番14号

【事業所】

ホームケアながさき

東京都豊島区南長崎5丁目8番12号 2階

（目的）

第2条 来るべき超高齢化社会に備えて、プロフェッショナルとしての知識・介護技術・倫理観を備えた介護人材を養成し、介護サービスの現場で実践することにより社会に貢献することを旨とする。

（実施形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は、次の通りとする。

介護職員初任者研修

（年度事業計画）

第5条 平成27年度の研修事業は、次の通り実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	平成27年7月～平成27年8月	12名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次のものとする。

東京都近郊在住、在勤で通学可能な方

(本人確認について)

第7条 研修事業者より受講者の本人確認行う。

1、本人確認の時期

受講申込受付時、又は初回の講義時

2、本人確認の方法

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・ 住民基本台帳カードの提示
- ・ 在留カード等の提示
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示
- ・ 年金手帳の提示
- ・ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示 等

(研修参加費用)

第8条 研修参加費用は次の通りとする。(金額は全て税込)

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回	受講料	29,800円	35,800円	一括納入 もしくはクレ ジットカード	受講開始7 日前まで。
	テキスト代	6,000円			

ただし、納付方法でクレジットカードを選択された場合は、研修参加費用に手数料として2,455円を加えた合計金額での支払いとする。(事業所内での決済としオンライン決済は不可)

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次の通りとする。

テキスト名	出版者名
介護職員初任者研修課程テキスト	中央法規出版

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別表1「研修カリキュラム表」の通りとする。

(研修会場)

第11条 前条の研修を行うために使用する講義及び、演習会場は別表2「研修会場一覧」の通りとする。

(担当講師)

第12条 研修を担当する講師は別表3「担当講師一覧」の通りとする。

(募集手続き)

第13条 募集手続きは、次の通りとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。  
ただし、期日までに受講者が定員に満たない場合は申し込み受付を継続する。
- (2) 当社は、申込期日までに受講対象者としての資質を判断し受講者の選定を行い、受講決定を受講者あてに通知する。
- (3) 受講決定の通知を受けた受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当社は受講料等の納入を確認した後、教材を郵送もしくは開講式で配布する。
- (5) 受講料納入後、研修開始日3日前以降の解約については返金しない。
- (6) 受講者が12名の定員に達しない場合は、開講を中止する。この場合、テキスト等教材を返送費弊社負担とし返還の上で、振込手数料を弊社負担として納入された受講料全額を返金するものとする。

(科目の免除)

第14条 科目の免除についてはこれを認めない。

(修了認定)

第15条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

(1) 修了評価は、原則として筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び、生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。

(2) 認定基準は、次の通り、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上でC以上の評価の受講者を評価基準に満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補修等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準(100点満点とする)

A=90点以上 B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(研修欠席者の扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第17条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、講義・演習総時間数の1割を上限とし補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1時間につき3,000円の負担とする。また、補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

(受講の取り消し)

第18条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者には、当社において東京都介護職員初任者研

修事業実施要綱9に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第20条 修了者管理については、次の通り行う。

- （1）修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- （2）修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

（公表する情報の項目）

第21条 東京都介護職員初任者研修事業実施要綱8に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページ（<http://www,homecare-nagasaki.jimdo.com>）において開示する内容は以下の通りとする。

（1）研修機関情報

法人格、法人名称、住所、代表者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数

（2）研修事業情報

研修の概要（対象、研修のスケジュール、定員、実習の有無、研修受講手続き、費用、受講料、テキスト代）、研修担当責任者、研修カリキュラム（科目別シラバス）、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）、担当講師一覧、実績情報（年度ごとによる過去の研修実施回数・研修修了者数）、連絡先等（申し込み、資料請求先、苦情対応部署の連絡先）

（研修事業執行担当部署）

第22条 本研修事業は、ホームケアながさき研修事業部にて執行する。

（その他留意事項）

第23条 研修事業の実施にあたり、次の通り必要な措置を講じることとする。

- （1）研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：ホームケアながさき研修事業部

受講生担当窓口 電話 03-5988-7377 森 幸生

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(執行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は平成27年4月15日から施行する。